

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊美唄駐屯地
第345会計隊美唄派遣隊長 須 田 博 文

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：陸上自衛隊美唄駐屯地で使用する電気
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：陸上自衛隊美唄駐屯地
- (4) 履行期間：令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において物品の販売「C」等級以上の格付けを有する者
- (3) 契約担当官等から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 電気事業法第2条2項の規定に基づき、小売電気事業者としての許可を受けている者あること。
- (5) 別紙第1「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
- (6) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、仕様書で示された入札適合条件に加え、必要な添付書類（別紙第2）を令和5年3月1日（水）17時00分までに提出している者であること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊美唄駐屯地 第345会計隊美唄派遣隊

4 入札説明会

実施しない。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所：陸上自衛隊美唄駐屯地 会計隊入札室
- (2) 日 時：令和5年3月3日（金）10時00分

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分10以上を違約金として徴収する。）

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載が無い入札書（入札及び契約心得参照）
- (5) 入札開始時刻に遅れた者、又は郵便による入札において公告に示す期日を過ぎて到着した入札書
- (6) 電話・電報・FAXによる入札

8 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく契約書を作成する。

9 落札決定方式及び入札方法

- (1) 単価に基づく総価により当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 入札書（別紙第3「入札書（一例）」）には、予定使用電力量のほか仕様書により各社において設定する単価を記載するとともに単価に基づいて予定使用電力量及び需要期間により計算される総価（税込）を記載する。
- (3) 郵便による入札は、封筒表面に「陸上自衛隊美唄駐屯地で使用する電気」と明記し、入札日前日17時必着（郵送したことを電話連絡する。）とする。なお、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施する。
- (4) また、入札書に記載する金額の算定においては発電費用等に係る燃料価格の変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

10 その他

- (1) 契約の成立時期については、令和5年4月1日とし、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 仕様書及び適合証明書用紙は、北部方面会計隊ホームページ又は第345会計隊美唄派遣隊において配布する。
- (3) 入札に参加する者は資格決定通知書（写）を提出すること。
- (4) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 入札及び仕様書に関する事項の問合わせ先

ア 入札に関する事項

陸上自衛隊美唄駐屯地第345会計隊美唄派遣隊（担当：須田）

TEL 0126-62-7141 内線：345

FAX 0126-62-7141 内線：441

イ 仕様書に関する事項

陸上自衛隊美唄駐屯地業務隊管理科（担当：中嶋）

TEL 0126-62-7141 内線：317

11 公告掲示場所

(1) 掲示場所

ア 各商工会議所（美唄・滝川・岩見沢・旭川・札幌）

イ 陸上自衛隊各駐屯地（美唄・滝川・岩見沢・旭川・札幌）

ウ 北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>

(2) 掲示期間

令和5年2月13日（月）～令和5年3月3日（金）

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第 2 項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう
 - (1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事、その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど (1) 又は (2) に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊美唄駐屯地

第345会計隊美唄派遣隊長 須田 博文 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

「陸上自衛隊美唄駐屯地で使用する電気」に係る入札に関する競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
- ③ 仕様書別紙第4に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）

(担当者) 所属部署 : 氏 名 : TEL/FAX :

入札書（一例）

1 件 名

2 入札金額

(1) 基本量料金

区分 年月	契約電力 kw (A)	基本単価 円/kw (B)	力率割引係数 % (C)	基本料金 円 (A)×(B)×(C)
5年 4月				
5年 5月				
5年 6月				
5年 7月				
5年 8月				
5年 9月				
5年10月				
5年11月				
5年12月				
6年 1月				
6年 2月				
6年 3月				
計				

(2) 電力量料金

区分 年月	平日予定電力量料金			休日予定電力量料金		
	平日予定 使用量 kwh	平日単価 円/kwh	平日予定 使用料 円	休日予定 使用量 kwh	休日単価 円/kwh	休日予定 使用料 円
5年 4月						
5年 5月						
5年 6月						
5年 7月						
5年 8月						
5年 9月						
5年10月						
5年11月						
5年12月						
6年 1月						
6年 2月						
6年 3月						
計						

3 判定総価額 ￥ _____ ー (税込)

分任契約担当官

陸上自衛隊美唄駐屯地

第345会計隊美唄派遣隊長 須田 博文 殿

入札者 住 所
会 社 名
代表者氏名

調達要求番号：3MS01C80004

仕 様 書			
件 名		仕様書番号	5－4
		作成年月日	令和5年2月13日
		部隊等名	美唄駐屯地業務隊管理科
		作成者	中嶋事務官（内線317）
1 概 要 (1) 件 名 陸上自衛隊美唄駐屯地で使用する電気 (2) 需要場所 北海道美唄市南美唄町上1条4丁目 陸上自衛隊美唄駐屯地 (3) 業種及び用途 官公署(国家事務) 2 特記仕様 (1) 電気方式、標準電圧、周波数等 ア 供給電気方式 交流3相3線式 イ 供給電圧(標準電圧) 6, 000V ウ 計量電圧(標準電圧) 6, 000V エ 標準周波数 50Hz オ 受電方式 1回線受電 カ 蓄熱式負荷設備の有無 無 (2) 契約電力、予定使用電力量 ア 予定契約電力 273kW ただし、各月の契約電力(常時電力)は、その1月の最大需要電力と前11月の最大 需要電力のうち、いずれか大きい値とする。 イ 予定使用電力量 945, 221kWh (月別予定使用電力量は別紙第1のとおり) (3) 使用期間 自 令和5年4月1日0:00 から 至 令和6年3月31日24:00 (4) 電力量等の計量 ア 自動検針装置 有 イ 検針日 翌月1日とする。 ウ 電力量計構成 変成器付複合計器（2時間帯別・普通級） (5) 需給地点 需給場所における美唄駐屯地の施設した第1号柱上の開閉器電源側と北海道電力株式 会社の施設した41画77区60図62番50の47号柱からの架空引込線との接続点 (6) 電気工作物の財産分界点 上記需給地点に同じ。			

- (7) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点に同じ。
- (8) 対価の支払方法
毎月始め（５日を基準）に、電気使用量等を別紙第２、別紙第３の様式を一例に作成し、官側に送付する。
- (9) その他
- ア 二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第４に掲げる条件を満たすこと。
 - イ 力率保持のため自動力率調整装置を設置しており、契約期間中は１００％を保持する予定
 - ウ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
 - エ 非常用自家発電設備を３台有している。
 - オ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引または割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、岩見沢管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）による。
 - カ その他この仕様書に定めのない事項については、別途担当職員の指示に従うこと。

令和 5 年度予定使用電力量(美唄駐屯地)

(参考) 月 別 実 績 (美唄駐屯地)

月	契約電力 (kW)	予定使用電力量(kWh)		
		平 日	休 日	月別合計
4	256	56,907	21,350	78,257
5	256	41,747	23,709	65,456
6	256	50,509	12,942	63,451
7	256	46,414	17,682	64,096
8	256	47,459	14,952	62,411
9	256	45,780	17,166	62,946
10	256	52,170	19,700	71,870
11	273	62,250	23,762	86,012
12	273	73,665	26,571	100,236
1	273	66,817	33,721	100,538
2	269	67,015	27,460	94,475
3	256	73,330	22,143	95,473
合計		684,063	261,158	945,221

年 月	最大需要電力 (kW)	備 考
令和 4 年 1 月	273	
令和 4 年 2 月	269	
令和 4 年 3 月	256	
令和 4 年 4 月	256	
令和 4 年 5 月	256	
令和 4 年 6 月	256	
令和 4 年 7 月	256	
令和 4 年 8 月	256	
令和 4 年 9 月	256	
令和 4 年 1 0 月	256	
令和 4 年 1 1 月	256	
令和 4 年 1 2 月	256	

(注) この表は将来の最大需要電力量の数値を示すものではない。

(一 例)

電気使用量について (年 月分)

契約電力	kw
------	----

使用期間	月 日 ~ 月 日
------	-----------

計 器	前日	最大	有効	無効
当月(外)指示数				
前月(外)指示数				
差 引				
乗 率				
修正率				
使用量	kw	kw	kw	kvarh

燃料費調整単価	円
---------	---

月間力率	%
------	---

(一 例)

電気料金計算書 (年 月分)

○ 使用実績

使用期間	月 日 ~ 月 日	
契約電力		kw
使用電力量		kwh
最大電力		kw
力 率		%

○ 電気料金

	単 価		使用適用電力	力率修正	料 金
基本料金		×	kw	× (185%-力率)	円
電力量料金		×	kwh		円
燃料費調整額		×	kwh		円
その他		×			円
小 計					円
消費税等相当額					円
請 求 金 額					円

払込期限	年 月 日
------	-------

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、以下の表の①～⑤の数値を各区分に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得 点
①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
②令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）前々年度の各数値は「仕様書」2（4）を今年度とし算定。また、その他の用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各 用 語 の 定 義

用 語	定 義
①令和２年度 1 kWh当たりの 二酸化炭素排出係数	「令和２年度 1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和２年度の調整後二酸化炭素排出係数
②令和２年度の 未利用エネルギー 活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和２年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 (算定方式) 令和２年度の未利用エネルギーの活用状況（％） $= \frac{\text{令和２年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和２年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下「ＦＩＴ法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス 3 令和２年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和２年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和２年度の 再生エネルギーの 導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) 令和２年度の再生可能エネルギーの導入状況（％） $= \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和２年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(KWh)）

用 語	定 義
③令和２年度の再生エネルギーの導入状況	② 令和２年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kwh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） ③ グリーンエネルギーＣＯ２削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーＣＯ２削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kwh）（ただし令和２年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ④ Ｊークレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kwh）（ただし、前々年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kwh）（ただし、前々年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑥ 令和２年度の供給電力量（需要端(kwh)） 1 再生可能エネルギーとは、ＦＩＴ法第二条第４項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（３０，０００kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 2 令和２年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①＋②＋③＋④＋⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和２年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

適合証明書

令和〇年〇月〇日

分任契約担当官

陸上自衛隊美唄駐屯地

第345會計隊美唄派遣隊長 ○○ ○○ 殿

住所 ○○県○○市○○

商号又は名称 ○○株式会社

代表者氏名 ○○ ○○ 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法		番 号
①ホームページ	②パンフレット	③チラシ
④その他 ()		

2 令和2年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和２年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO2/kWh)		
②	令和２年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和２年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1)「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第5により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。